

玄海原子力発電所1号炉の廃止措置計画認可申請の審査について

平成28年1月13日
原子力規制庁

1. 申請の概要

(略)

2. 廃止措置に係る認可の基準への適合性確認

(略)

3. 審査の方針

廃止措置計画の認可の申請があった玄海1号炉の審査に当たっては、以下のとおりとする。なお、今後申請される他の発電用原子炉の廃止措置計画認可申請の審査も同様とする。

- ・審査は、原則として原子力規制庁が申請者へのヒアリングや現地調査により行うこととし、それらの議事概要及び資料は原則公開とすることとする。なお、審査状況等を踏まえ、必要に応じて審査の進め方を見直すことがある。
- ・原子力規制庁は、本申請に係る審査結果を取りまとめ、その結果を原子力規制委員会に報告し廃止措置計画の認可について諮ることとする。
- ・廃止措置計画の変更認可申請（重要な変更の認可に関するものを除く。）については、文書管理要領に則り、原子力規制庁において専決処理することができるため、各案件の審査終了後、個別に判断の上で認可処理を進めることとする。

以上